

第二次

岩手県後期高齢者医療広域連合

地球温暖化対策実行計画

令和3年4月

岩手県後期高齢者医療広域連合

目 次

第1章 実行計画策定の背景	3
第2章 実行計画の内容	4
1 計画策定の目的	4
2 計画の期間	4
3 計画の対象となる事務・事業の範囲	4
4 計画の対象とする温室効果ガス	4
第3章 温室効果ガスの排出状況	5
第4章 達成目標	6
1 温室効果ガスの排出削減目標	6
2 活動項目別の削減目標	6
第5章 温暖化防止に向けた取組み	7
1 電気使用量削減への取組み	7
2 燃料使用量削減への取組み	7
3 環境保全に対する取組み	8
1 推進体制	9
2 点検・評価・見直し	9

第1章 実行計画策定の背景

18世紀の産業革命以降、科学技術の発展により経済活動は化石燃料の大量消費を伴うものに変遷すると同時に、我々人類はその恩恵を享受してきました。しかし、一方で「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）※」が公表した第5次評価報告書では、それらの人類の活動が地球温暖化をもたらした支配的な要因である可能性が極めて高いことが指摘されています。

非常に高い温室効果ガス排出量が継続された場合、21世紀末の地球の温度は20世紀末と比較して最大約4.8℃上昇すると予想されており、地球の生態系等に甚大な影響を及ぼす可能性があります。

この問題に対処するため、1997年に京都市で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」では京都議定書が採択され、日本は温室効果ガスの排出量を2008年から2012年の5年間で1990年と比較して6%削減するという目標を掲げました。

これらの動向を受けて1999年4月に施行された、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）の中で、温室効果ガス排出量の抑制等のための施策を推進すべき地方自治体の責務が明確に定められるとともに、京都議定書目標達成計画に即して、温室効果ガスの排出量の抑制等のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）を策定するよう定められました。

2015年には、京都議定書以来の新たな法的拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」が採択され、国はパリ協定に基づいた「地球温暖化対策計画」を策定し、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比でマイナス26%にすることを目標にしています。

こうした状況の下、岩手県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）では、平成28年度から令和2年度まで第一次実行計画を策定し、これまでも温室効果ガス削減の取組みを推進してきたところですが、より一層の削減を図るべく、地方自治法第292条において準用する法第21条第1項の規定により、第二次実行計画を策定するものです。

※ 人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織のこと。

第2章 実行計画の内容

1 計画策定の目的

実行計画は、広域連合自らの事務・事業に関し温室効果ガスの排出量の削減を図ることにより、地球温暖化対策を推進することを目的とします。

2 計画の期間

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画期間とします。本計画の基準年度は、平成25（2013）年度^{※1}とします。

3 計画の対象となる事務・事業の範囲

当広域連合とその職員が直接実施する事務・事業を対象とします。

4 計画の対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、下表のとおりとします。

温室効果ガスの種類 ^{※2}	主な発生源	地球温暖化係数 ^{※3}
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気の使用 自動車の走行	1
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行	25
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行	298
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの冷媒	12～14,800

※1 第一次実行計画では、基準年度を平成27（2015）年度を設定しておりましたが、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）に準じ、平成25（2013）年度を基準年度に変更しました。

※2 この他に、法において「パーフルオロカーボン（PFC）」、「六ふつ化硫黄（SF₆）」、「三ふつ化窒素（NF₃）」が温室効果ガスとして規定されていますが、広域連合の事務・事業では排出実態の把握が技術的に困難であることに加え、現在の事務・事業における排出量は極めて少ないことが思慮されるため、本計画の対象外とします。

また、広域連合事務室の冷暖房等に伴い使用する重油やガス等は岩手県自治会館管理組合において管理されていることから、本計画の対象外とします。

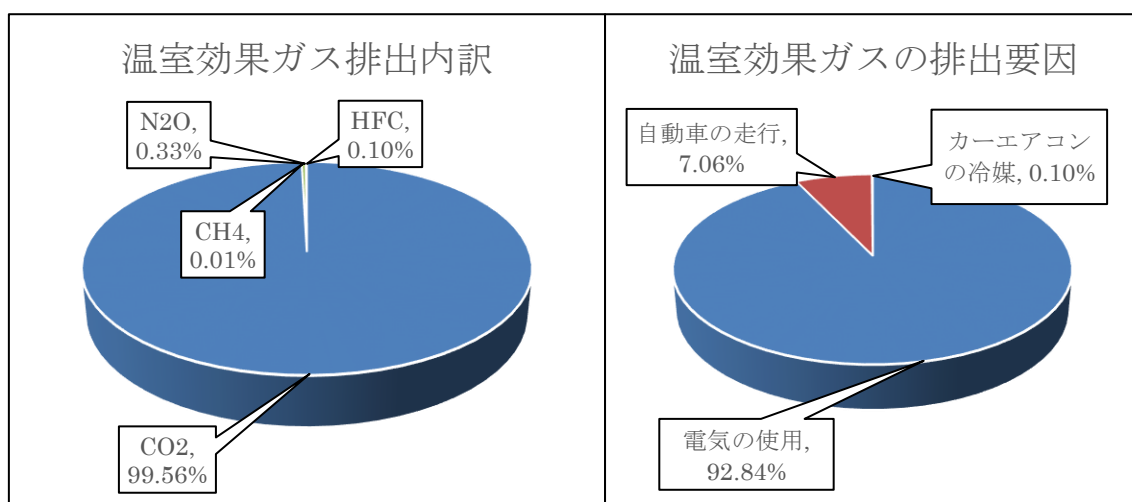
※3 二酸化炭素（CO₂）を基準とした場合の各温室効果ガスの温暖化能力を数値で表したものです。

第3章 温室効果ガスの排出状況

基準年度である平成25年度の広域連合の事務・事業における各温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）*等は、下表及びグラフのとおりです。

単位：kg-CO₂

温室効果ガスの種類	排出要因	活動量	温室効果ガス排出量
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気の使用	22,548kwh	13,529
	自動車の走行	421.80 L	979
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行		1
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行		48
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの冷媒		14
総排出量			14,571



※ 実行計画の温室効果ガスは「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成29年3月環境省）に基づいて算定しています。

第4章 達成目標

1 温室効果ガスの排出削減目標

令和12年度温室効果ガス総排出量を、平成25年度総排出量と比較し、26.0%削減することを目指します。

温室効果ガス総排出量

単位：kg-CO₂

基準値	平成25年度（2013年度）	14,571
目標値	令和12年度（2030年度）	10,783
削減量		▲3,788

2 活動項目別の削減目標

エネルギー項目別消費量削減目標について、下表のとおり定めます。

エネルギー別消費量削減目標

区分	平成25年度 （基準値）	令和12年度 （目標値）	削減率
電力	22,548kwh	16,686kwh	▲26.0%
ガソリン	421.80 L	312.13 L	▲26.0%

第5章 温暖化防止に向けた取組み

広域連合では、温室効果ガスの排出抑制及び環境保全に資するため、以下のとおり温暖化防止に向けた取組みを実践します。

1 電気使用量削減への取組み

項目	具体的な取組み
照明の適正管理	<ul style="list-style-type: none">・使用していない箇所の照明を消灯する。・始業前、昼休み時、残業時は支障の無い範囲で照明を消灯する。
OA機器の節電管理	<ul style="list-style-type: none">・不要なOA機器等の電源を切る。・複合機等の節電機能を使用する。・パソコンの省電力機能を使用する。・昼休みはパソコンのモニター等の電源を切る。
その他の取組み	<ul style="list-style-type: none">・毎週水曜日のノー残業デーを徹底する。・使用していない電化製品の電源プラグをコンセントからこまめに抜く。・事務効率の向上を図り、定時退庁に努める。

2 燃料使用量削減への取組み

項目	具体的な取組み
公用車の適正使用	<ul style="list-style-type: none">・近距離へは、公用車を使用しない。・公用車の定期的な点検整備に努める。・相乗り、走行ルート合理化を図り効率的な使用に努める。
エコドライブの実践	<ul style="list-style-type: none">・不要な荷物は積載しない。・急発進、急加速、空ふかしをしない。・不要な加減速を避け、等速走行を心がける。・不要な車線変更をしない。・制限速度を遵守する。
冷暖房機器の適正管理	<ul style="list-style-type: none">・クールビズ及びウォームビズを推進する。

3 環境保全に対する取組み

項 目	具体的な取組み
廃棄物の減量及びリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て商品の使用及び購入を抑制する。 ・使用済み封筒、段ボール類の再利用を徹底する。 ・使用済み紙類の分別によるリサイクルを徹底する。 ・空き缶、空き瓶、ペットボトルのリサイクルを徹底する。
環境物品等の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・製造、流通、消費の過程において環境への負担に配慮した商品を選択する。 ・グリーン購入及びエコ商品等の購入を推進する。 ・コピー用紙及び印刷用紙等は、古紙配合率70%以上、白色度70%程度以下の再生紙とする。
用紙類使用の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷及び両面コピー、縮小コピーを徹底する。 ・不要紙やミスコピー紙の裏面を利用する。 ・文書及び資料の共有化に努め、個人の保有する文書及び資料の軽量化を図る。 ・印刷部数は余剰とならないようにする。 ・電子化された文書は極力印刷しない。 ・庁内LAN及び電子メール等をできる限り利用し、ペーパーレス化を図る。
資源の節約	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水及びトイレの節水を心がける。 ・マイ箸、マイコップ使用を奨励する。 ・徒歩、自転車及び公共交通機関による通勤に努める。 ・事務所キャビネット及び事務用机等の整理整頓に努める。

第6章 実行計画の推進と実施状況の点検・評価

1 推進体制

実行計画を効率的に実施・運用するため、職員に実行計画の内容を周知・徹底することで共通認識を醸成します。

職員は実行計画の意義・目的を十分認識し、事務・事業の実施において、各取組項目等を実践します。

2 点検・評価・見直し

前年度の温室効果ガス総排出量等の実績及び具体的取組項目の実施状況を点検し、これを評価します。

評価結果については、別紙のとおりホームページに掲載します。

また、点検・評価の結果及び広域連合の事務・事業の動向並びに社会情勢等を踏まえ、必要に応じて取組項目等の見直しを行います。

地球温暖化対策実行計画実施状況

岩手県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画に基づき、次のとおり広域連合の温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）を周知します。

岩手県後期高齢者医療広域連合の温室効果ガス排出量

年度	温室効果ガス			削減率
	排出量	内訳		
平成25年度 (基準年度)	14,571 Kg-CO2	二酸化炭素 (CO2)	14,508Kg-CO2	— %
		メタン (CH4)	1Kg-CO2	
		一酸化二窒素 (N2O)	48Kg-CO2	
		ハイドロフルオロカーボン (HFC)	14Kg-CO2	
令和3年度 (1年目)		二酸化炭素 (CO2)		
		メタン (CH4)		
		一酸化二窒素 (N2O)		
		ハイドロフルオロカーボン (HFC)		
令和4年度 (2年目)		二酸化炭素 (CO2)		
		メタン (CH4)		
		一酸化二窒素 (N2O)		
		ハイドロフルオロカーボン (HFC)		
令和5年度 (3年目)		二酸化炭素 (CO2)		
		メタン (CH4)		
		一酸化二窒素 (N2O)		
		ハイドロフルオロカーボン (HFC)		
令和6年度 (4年目)		二酸化炭素 (CO2)		
		メタン (CH4)		
		一酸化二窒素 (N2O)		
		ハイドロフルオロカーボン (HFC)		
令和7年度 (5年目)		二酸化炭素 (CO2)		
		メタン (CH4)		
		一酸化二窒素 (N2O)		
		ハイドロフルオロカーボン (HFC)		

岩手県後期高齢者医療広域連合の温室効果ガス排出量

年度	温室効果ガス			削減率
	排出量	内訳		
平成25年度 (基準年度)	14,571 Kg-CO2	二酸化炭素 (CO2)	14,508Kg-CO2	— %
		メタン (CH4)	1Kg-CO2	
		一酸化二窒素 (N2O)	48Kg-CO2	
		ハイドロフルオロカーボン (HFC)	14Kg-CO2	
令和8年度 (6年目)		二酸化炭素 (CO2)		
		メタン (CH4)		
		一酸化二窒素 (N2O)		
		ハイドロフルオロカーボン (HFC)		
令和9年度 (7年目)		二酸化炭素 (CO2)		
		メタン (CH4)		
		一酸化二窒素 (N2O)		
		ハイドロフルオロカーボン (HFC)		
令和10年度 (8年目)		二酸化炭素 (CO2)		
		メタン (CH4)		
		一酸化二窒素 (N2O)		
		ハイドロフルオロカーボン (HFC)		
令和11年度 (9年目)		二酸化炭素 (CO2)		
		メタン (CH4)		
		一酸化二窒素 (N2O)		
		ハイドロフルオロカーボン (HFC)		
令和12年度 (10年目)		二酸化炭素 (CO2)		
		メタン (CH4)		
		一酸化二窒素 (N2O)		
		ハイドロフルオロカーボン (HFC)		